

令和7年度第2回松戸市地域福祉計画推進委員会議事録

日時 令和8年1月21日（水）10時～12時

場所 松戸市役所 7階 大会議室

出席者	川越 正平	委員長	小川 早苗	副委員長
	国府 雅子	委員	佐藤 純子	委員
	大野 地平	委員	梶原 栄治	委員
	町山 雅則	委員	齊藤 奈津子	委員
	中村 朋恵	委員	菊田 陽子	委員
	高橋 清	委員	靄岡 幸枝	委員
	室園 慶介	委員	山本 政好	委員
	渡来 隆雄	委員	鈴木 英男	委員

欠席者	藤田 真人	委員	石田 尚美	委員
-----	-------	----	-------	----

傍聴者 1名

配布資料 <別紙【資料1－1】～【資料1－4】>を参照

◇開 会

同会

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第2回松戸市地域福祉計画推進委員会を開催いたします。

◇福祉長寿部長あいさつ

同会

まず、福祉長寿部長よりご挨拶を申し上げます。

【福祉長寿部長挨拶】

◇会議成立要件等

同会

それでは議事に進む前に、簡単にご説明事項を申し上げます。

会議時間は1時間45分ほどを予定しておりますので、11時45分頃終了の予定となっております。

委員会と議事録の公開ですが、当委員会は公開となっており、議事録は市の行政資料センターやホームページで閲覧できるようとなっております。

議事録につきましては、発言内容を要約して記載し、発言者は個人名ではなく「委員」と記載のうえ、公開しておりますので、あらかじめご承知おきください。

続いて、委員の交代についてご報告いたします。

前回、令和7年8月の委員会後に新たにご就任された委員の方をご紹介いたします。恐れ入りますが一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

【委員挨拶】

続きまして、本委員会の成立要件についてご報告申し上げます。

本日の委員会の出席は18名中16名で過半数を超えておりますので、条例第7条第2項の規定により、委員会としての成立要件を満たしております。

◇議 事

同会

それでは、これ以降の議事進行については、条例第7条第1項の規定により、委員長をお願いしたいと思います。では委員長、よろしくお願いいたします。

委員長

本日の傍聴ですが、1名の傍聴希望があります。傍聴を許可したいと思います。よろしいですか。

委員

異議なし

委員長

傍聴者の入室をお願いします。

それでは議事(1)、「更生保護行政全般について～松戸市再犯防止推進計画にあたって～」について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議事(1)につきまして事務局より説明いたします。

はじめにこれまでの経過ですが、本市における再犯防止推進計画の策定にあたりましては、令和6年度第2回委員会にて、単独策定ではなく、次期地域福祉計画に包含させたい旨の事務局提案に対し、委員の皆様からもご同意いただいたところです。

その上で、前回、令和7年度第1回委員会にて、委員の皆様、計画の全体構成のイメージ化のため、たたき台となる資料をお示しさせていただきました。

その際、委員の皆様から、今後、計画策定を進めるにあたり、再犯防止の取り組みや更生保護行政の実情にかかる、より具体的な情報共有及び理解を深める必要がある旨のご意見をいただきました。

こうしたご意見を踏まえ、本日は、千葉保護観察所より、再犯防止や更生保護行政の現状につきまして、ご講話をいただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

千葉保護観察所

それでは本日は「更生保護行政全般について～松戸市再犯防止推進計画策定にあたって～」という題でご説明させていただきます。

まず、更生保護の目的についてですが、更生保護法第1条に規定されているとおり、犯罪や非行をした人に対して、社会内において適切な処遇を行い、再び犯罪をすることを防止し、更生を助けることを目的としています。それにより、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することが更生保護行政の最大の目的となっています。

この更生保護行政を担うのは、法務省の地方支部部局である保護観察所であり、全国に50か所設置されています。地方裁判所の管轄区域に対応する形で、各区域に1か所ずつ設置されています。

保護観察所の主な業務としましては、裁判所で保護観察の決定を受けた方に対する保護観察、刑務所や少年院等の矯正施設から仮釈放や仮退院となった方に対する保護観察です。

また、刑事施設に収容中の方について、釈放後の住居や就労先といった生活環境の調整を行っています。加えて、犯罪予防活動にも取り組んでいます。

刑務所や少年院で行われる処遇は「施設内処遇」と呼ばれますが、いずれの方も社会に戻ります。その後、社会内で行う処遇が「社会内処遇」であり、保護観察による支援となります。社会内処遇では、犯罪や非行に至った原因や経緯を把握したうえで、本人へ働きかけるとともに、住居・就労・福祉など、周囲の環境への働きかけも行っています。これらの生活環境の整備は、再犯防止にとって非常に重要な要素となります。

松戸市においては、保護観察官と松戸市在住の保護司が連携し、地域性を生かした支援を行っています。

次に、生活環境の調整についてです。刑事施設や少年院に収容されている段階から、早期に仮釈放後の住居や就労先などの生活環境の整備を行い、円滑な社会復帰を目指しています。釈放後の住居や家庭環境、職場、学校といった環境は、立ち直りに大きな影響を与えるため、本人の希望を踏まえ、引受人との面接等を通じて調整を行っています。

保護観察の対象となる方は、大きく4種類あります。家庭裁判所で保護観察に付された少年、少年院から仮退院を許された少年、刑事施設から仮釈放を許された方、そして、保護観察付執行猶予となった方です。執行猶予判決には、保護観察がつくものにつかないものがありますが、保護観察が付く執行猶予は全体の10%以下で推移しており、比較的少数となっています。

一般的な保護観察の方法についてですが、保護観察官が方針を立て、保護司に具体的な支援内容を伝え、保護司が定期的に保護観察対象者と面接を行います。面接は月2回程度が多く、生活状況の把握や指導・助言を行います。対象者は面接を受ける義務があり、必要に応じて保護観察所がより強く関与する体制となっています。

保護司は非常勤の国家公務員で、無給であり、守秘義務を負い、地域の住民として対象者に関わっています。面接は、保護司の自宅や更生保護サポートセンター等で行われています。

保護観察は、「指導監督」と「補導援護」という2つの側面から行われています。指導監督は遵守事項の確認や専門的処遇プログラムの実施など、規則的な側面が強いです。補導援護は、住居、医療、就労、生活指導など、福祉的な支援が中心となります。この2つが保護観察の両輪となっています。

遵守事項には、すべての対象者に共通する一般遵守事項と、個別に設定される特別遵守事項があります。特別遵守事項には、交友関係の制限、特定場所への立ち入り禁止、就労・通学の義務付けなどがあり、対象者の特性に応じて設定されます。

また、専門的処遇プログラムとして、性犯罪再犯防止、暴力防止、飲酒運転防止、薬物再乱用防止の4種類を実施しており、特に薬物再乱用防止プログラムの対象者が多い状況です。薬物再乱用防止プログラムは集団形式で行い、外部機関とも連携しながら実施しています。専門的処遇プログラムは保護司が行うのではなく、保護観察官が保護観察対象者に直接行っています。

さらに、被害者支援についても、被害者担当官を配置し、加害者処遇とは切り離れた支援を行っています。

更生保護を支える関係団体として、更生保護施設、協力雇用主、更生保護女性会、BBS会などがあり、犯罪予防活動として「社会を明るくする運動」も展開されています。

続きまして、再犯防止推進計画について、委員の皆さまから事前にいただいた質問を事務局において集約していただいておりますので、それらについて順にご説明いたします。

まず1つ目、松戸市における再犯の現状及び全国平均等との比較についてですが、こちらにつきましては松戸市の事務局の方から説明をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局

事前にいただいたご質問のうち、本市における「市内の犯罪件数、再犯率の現状」及び「全国平均等との比較」につきまして、事務局より説明いたします。

配布いたしました参考②のグラフをご覧ください。はじめに、本市における再犯率の推移につきまして、集計済みの過去5年間では、

令和元年：55.41%

令和2年：54.05%

令和3年：57.85%

令和4年：55.46%

令和5年：51.92%

となっております。次に全国平均は、

令和元年：52.13%

令和2年：52.43%

令和3年：51.71%

令和4年：51.01%

令和5年：50.28%

となっております。比較いたしますと、本市の再犯率は、年度によって上下はあるものの、概ね全国平均と同程度から若干高い水準で推移している状況が伺えます。

併せて参考といたしまして、近隣の同規模自治体における令和5年の再犯率は、

柏市：54.03%

市川市：54.68%

船橋市：51.44%

となっており、概ね同水準にあるものと考えられます。以上です。

千葉保護観察所

2つ目は再犯防止体制の実態と課題についてです。保護観察所、矯正施設、保護司等との連携状況につきましては、現在、非常によく機能していると考えております。特に、松戸市の協力により、「社会を明るくする運動推進委員会」が行っている啓発活動は、非常に活発に実施されております。

3つ目は、保護司の担い手確保と活動環境の整備についてです。保護司の成り手不足という課題がある中で、地域福祉計画の中に再犯防止推進計画を盛り込むことによって、保護司等の更生保護ボランティアへの支援の充実が計画上明記されることが重要であると考えております。今回、地域福祉計画に包含する形で松戸市再犯防止推進計画を策定することを検討していただいておりますが、千葉県内においても、ほとんどの自治体が地域福祉計画に包含する形で策定しており、単独で策定している自治体はごく一部にとどまっております。政策的な関連性の深さから見ても、地域福祉計画に包含する形が望ましいと考えられており、多くの自治体で同様の手法が取られております。

また、松戸市内における保護司の自宅以外での面接場所につきましては、更生保護サポートセンターのほか、市民センターを活用しており、これらは松戸市の協力により確保されています。

4つ目は啓発教育を通じた再犯防止と地域の役割についてです。市民一人ひとりに求められる役割としては、まず更生保護ボランティア活動に何らかの形で協力していただくことが重要であると考えています。具体的には、保護司になっていただくこと、更生保護女性会の会員になっていただくこと、協力雇用主となっていただくこと、また、協力雇用主でなくとも更生意欲のある前科・前歴のある方を雇用していただくことなどが挙げられます。

また、犯罪や非行により矯正施設に収容された方が地域社会に戻ってきた際に、排除するのではなく、見守るという姿勢を地域全体で持っていただくことも重要であると考えております。啓発活動の具体例としては、市内の小中学校の校門前でのあいさつ運動や啓発資料の配布、6月に松戸市民会館で開催している「社会を明るくする運動の集い」における作文コンテストや市長表彰、広報誌や更生保護女性会の活動紹介などがあります。今後につきましては、市の広報紙や各種 SNS を活用した啓発が効果的であると考えております。教育面では、薬物乱用防止教育において、市教育委員会、警察署、薬剤師等と連携しながら展開する余地があると考えており、市内の小中学校から要請があれば、保護観察所として対応することも可能です。

5つ目は多様な対象者への対応と事例についてです。犯罪や非行に至る方の中には、高齢者、障害のある方、疾病を抱えている方、外国籍の方など、様々な背景を持つ方がおられま

すが、これらについて一概に説明することは難しいため、個々の状況を丁寧にアセスメントしたうえで、犯罪の理由や類型に即した保護観察実施計画を作成し、保護観察官と保護司が連携して保護観察を実施しております。

最後に6つ目、更生保護制度及び法制度の理念についてです。昨年12月に可決・成立した保護司法の一部改正により、保護司法第1条における「地域社会の浄化」という文言は、「安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現」という文言に改定されました。

また、更生保護法などの中で用いられている「少年」という表現につきましては、男子のみを想起させるとのご意見をいただくことがありますが、刑事司法制度においては男子少年、女子少年を含めて「少年」という用語を用いているものであることをご理解いただければと思います。

最後になりますが、これはあくまで保護観察所としての提案になりますが、松戸市の再犯防止推進計画に盛り込んでいただきたい事項として、いくつかお願いがあります。まず、犯罪や非行に至った原因に対する直接的な支援の充実として、住居や就労の確保、生活保護や生活困窮者自立制度の活用、適切な保健医療福祉サービスの提供をお願いしたいと考えております。

次に、保護司等の更生保護ボランティアへの支援の充実として、面接場所のさらなる充実や、保護司会・更生保護女性会・BBS会等への各種助成の充実、保護司活動や更生保護事案に対する顕彰の充実をお願いしたいと考えております。

また、犯罪予防活動に関する啓発活動への支援として、「社会を明るくする運動」への支援協力をぜひ計画の中に明記していただきたいと考えております。あわせて、保護司活動の担い手確保という観点では、松戸市の現職職員が保護司となった場合にも活動しやすい環境を整えることが重要だと考えています。例えば、業務との両立に配慮した支援の在り方について、行政として検討の余地があるのではないかと感じています。さらに、千葉県内の更生保護法人への寄付金控除等についても、今後の検討事項として考えられるのではないかと思います。

以上で説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。

委員長

ありがとうございました。非常に分かりやすくご説明いただき、理解が深まったものと思います。

それでは、千葉保護観察所からいただきましたお話につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

委員長

では、私から質問をさせていただきます。

今のご説明の中で保護司の役割が非常に重要だと感じました。一方で無給であるという

ご説明もあり、これだけのお仕事をさせていただいていることに対して、大変恐縮に感じております。

活動に必要な補助制度があるのか、また、自宅での面接は大変だと思いますが、市が用意している面接会場の活用状況について、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

千葉保護観察所

保護司の活動に対しては報酬がないということをお先ほどご説明いたしましたが、「実費弁償金」という制度がございます。例えば、研修を受けるために保護観察所へ出向く場合には、旅費が支給されますし、少年院や刑務所に収容されている対象者との面接をお願いする際にも、交通費については実費弁償されます。あくまで給与や報酬ではありませんが、実費に対する補填は一部行われています。

また、保護司会を運営するための経費、例えば更生保護サポートセンターの運営費などについては国から支出されていますが、個々の保護司の皆様に対しては、基本的に実費のみの支給であり、無給無報酬という状況であることに変わりはありません。

本日は松戸地区保護司会の会長を務めていらっしゃる方もおられますので、もしよろしければ保護司会活動について一言お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

委員

私たちはボランティアとして保護司を引き受けております。

対象者と面接する際にも、最初に「自分たちはボランティアである」という説明をします。ただ、時には「どうせお金をもらっているのでしょうか」と誤解されることもありますので、その都度、そうではないという説明をしています。現在、各保護司が担当している対象者についても、それぞれが責任をもって対応しています。

また、面接場所については、前回の委員会でも発言しましたが、松戸市から非常に大きなご協力をいただいています。現在、68人の保護司のうち、半分近くがサポートセンターを利用している状況です。さらなる改善を望めばきりはありませんが、現在は21時まで利用可能ですが、もう少し融通が利くとありがたい。それくらいです。

委員長

ありがとうございました。関連して、民生委員について、場所の確保状況などはいかがでしょうか。

委員

民生委員の場合は、自宅訪問が基本となることも多いですが、高齢の方などが集まる場合などには自治会の集会所や市民センターを利用することが多いです。現時点では、場所の確保に特段困っているという状況はありません。

委員長

ありがとうございます。それでは市民センターのほかに、自治会の会館などについて、民生委員が利用している場合、保護司が利用することは可能なのでしょうか。

事務局

保護司や民生委員の活動につきましては、福祉政策課が事務局として位置づけられています。公共施設については公用と同様の取り扱いで利用できるよう調整しており、優先的に予約する対応も行っています。一方で、町会の会館などについては、市が管理している施設ではないため、現時点では利用実績などは把握していません。今後、要望があれば、どのような対応が可能か検討は必要になると考えています。

委員

集会所を持っている町会は、全てではありません。持っている町会では、町会活動の一環として、市営住宅の集会所を借りて活動している例もあります。ただ民生委員が独自に使うというケースは現在聞いておりません。地区全体の活動としてということであれば、弾力的な運用ができる可能性はあるのではないかと思います。

委員長

ありがとうございました。今後、こうした計画に盛り込む内容の議論を深めていくことをきっかけに、町会・自治会連合会と保護司会が連携し、優先的な利用などが可能になれば、良いのではないかと感じました。

もう1点、医師会委員の立場から質問させてください。薬物乱用依存症については、専門的に対応できる医師が非常に限られており、市内にはほとんどいないのではないかと感じています。その場合、市境を超えて医療機関に診療してもらう必要があるかもしれません。その現状について分かれば教えていただきたいのが1点です。

また、法律で禁止されているものは当然ですが、薬物乱用を考えると、例えば睡眠薬を考えます。一般に処方可能な薬を不適切に使うことも考えられます。受診があり処方した場合、それで医療機関を回って繰り返し処方されることも考えられます。医師としてどのような点に注意すべきか、団体として取り組むべきことがあれば教えてください。

千葉保護観察所

ありがとうございます。私も松戸市内において薬物の専門の医療機関があるかについてこの場で把握はしていないのですが、千葉県内、また全国的に見ても、薬物依存症の方を治療する医療施設・医療機関は非常に少ないのが現状です。そのため、県内でこの医療機関であれば対応できるかもしれないといった情報を保護観察対象者や、その家族に提供する

という支援を行っています。

また、県立の精神保健福祉センターなどの支援を受けることも可能であり、医療に限らず、社会資源全体を含めた情報提供を行い、つなげていく支援を行っています。

処方薬や市販薬の乱用についてもお話がありましたが、違法薬物の使用によって刑事処分や保護観察処分が科される一方で、市販薬の乱用のみでは刑事施設に収容されることはありません。しかし違法薬物をやめた後に、市販薬や処方薬の依存へ移行するケースもあり、依存症の状態であるとしての対応が必要だと認識しています。

そのため、自助グループの紹介や社会資源の活用、動機づけ支援を保護観察官と保護司が連携して行うこともあります。依存症というのは、一生付き合っていく必要がある状態であるため、保護観察終了後も医療機関や社会資源とつながり続けることを非常に重視しています。

委員長

ありがとうございます。例えば症状を訴えて受診した際に、すでに多くの薬を所持しているケースもあるかと思います。現在はマイナポータルで薬歴を確認できる仕組みもありますが、初診時には他医療機関での処方状況を確認するなど、医師側としても工夫が必要だと感じました。

他に質問はよろしいでしょうか。

貴重なお話をありがとうございました。次に移ります。

議事（２）「第５次松戸市地域福祉計画骨子（体系図）案」について事務局からご説明をお願いします。

事務局

それでは、議事（２）「第５次松戸市地域福祉計画骨子（体系図）案」について事務局から説明いたします。

はじめに、次期計画にかかる全体的な考え方の説明となります。

地域福祉計画は、福祉分野における上位計画としての性格を持ち、高齢者、障害者、子どもなど個別の事業や対象者別の取り組みを踏まえた上で、それらを分野横断的に整理し、計画全体としての方向性を示す役割を担っているため、次期計画では、それぞれの施策や事業、対象者やターゲットは明確にした上で、共通する課題や目指す方向性につきましては、分野や対象を超えて整理することを意識いたしました。

その結果、内容や趣旨が近い取り組み課題につきましては、統合や再配置を行い、計画全体として、実効性があり、かつ分かりやすい構成となるよう、体系全体の見直し、基本目標の再編や重点項目の整理を進めたものでございます。

続きまして、本日の配布資料の構成につきまして、簡潔に説明いたします。

資料１－１は現行計画の体系図でございまして、全体構造を確認していただくための資

料となります。

資料1-2は次期計画の策定に向けた進め方を示したもので、今後の検討スケジュールのイメージを整理した資料となっております。

資料1-3は、次期計画の体系図案でございます、本日、主にご議論いただきたい内容となっております。

資料1-4は、現行計画から次期計画への主な整理・変更点を比較した資料で、取り組み課題の統合や再配置の考え方を示した資料となります。

それでは、資料1-4をご覧くださいながら現行計画の変更点と、体系図案の構造につきまして説明してまいります。

まず、主な変更点といたしまして、基本目標の再編がございます。現行計画では基本目標を4つ設定しており、そのうち基本目標4として「福祉文化の創造」を位置付けておりました。

また、基本目標別の取り組み課題の項目数のばらつき、内容の重複や分散などもあり、計画全体としての重点や構造が、やや煩雑な印象という課題もございました。

そこで次期計画では、基本目標4「福祉文化の創造」につきましては、関連する取り組み課題を他の基本目標へ整理・再配置し、計画全体の軸が、より分かりやすくなるよう3本柱の構成としております。

次に、重点項目の考え方の整理につきましては、現行計画では、「重点項目」と「推進項目」が別枠で位置付けられており、優先度や定義がやや分かりにくい面がありました。

次期計画では、これらを「重点項目」に一本化し、特に注力する5つの取り組み課題を選定しております。選定にあたりましては、各個別計画にて共通して重点的に扱われている項目や、本委員会にて重要テーマとして、これまで議論されてきた内容などを踏まえ、総合的に判断いたしました。

次に、取り組み課題の整理につきましては、現行計画では、複数の基本目標に類似した項目が存在するなど、取り組み課題が細分化され、全体像が見えにくい部分がありました。

次期計画では、趣旨や方向性が共通する取り組み課題を統合するとともに、各基本目標との関係性が分かりやすくなるよう、再整理や配置の見直しを行い、計画全体として整合を図った構成となっております。

これらを、資料1-3、第5次計画の体系図案にてまとめますと、先の説明のとおり3つの基本目標を配置し、それぞれのもとに複数の取り組み課題を配置する構成となっており、現行計画の内容を踏まえつつ、趣旨や方向性が共通するものは統合し、位置付けが分かりやすくなるよう、整理、再配置を行っております。その中で、社会情勢にも照らし、次期計画にて施策を進める上で、特に重点的に取り組むべき課題につきましては、【重点項目】として位置付け、優先度を示しております。

なお、当然ながら、これらの整理は、個々の取り組みを削除、後退させる意図はなく、実効性があり、かつ分かりやすい計画とすることを目的に行っているものでございます。

また、再犯防止推進計画の内包につきましては、基本目標1の取り組み課題として、本体系図案にも、仮項目名にて反映させております。

体系図の方向性や構成自体へのご意見、また、表記上の文言等の改訂につきまして、ご議論のほどお願い申し上げます。

以上が体系図案の説明となります。

委員長

ありがとうございました。それではただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

委員

新しい計画案の基本目標1の重点項目に入っている「地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくり」という項目についてです。現在この地域福祉計画は福祉政策課で作成されていますが、担当部署がすごく多岐にわたっているなという印象を普段から受けております。

この防災の項目が計画に位置付けられた場合に、この目標について、どの課と連携して進めていくのかという表記が、計画の中に反映されるのかどうかを教えてくださいたいと思います。よろしくお願いします。

事務局

ご質問ありがとうございます。おっしゃる通り、防災分野は関係部署が多岐にわたります。計画書の中では、それぞれの取り組み課題に対して、どのような事業が関連事業として実施されているかを整理することとしております。

今年度の第1回の委員会の際に、前年度の関連事業について、進捗状況を評価（A・B・Cなど）し、達成状況をご説明させていただいたかと思いますが、取り組み課題の本文の中で、具体的にどの課が担当するかという表記は計画上ではおそらく出てこない形になります。

一方で、後半のページにおいて、どの事業が関連づいているのか、その内容や達成状況が分かるよう整理し、事業との紐づけが明確になるようにしていく予定でございます。

委員

ありがとうございます。

委員長

ありがとうございました。大事な点なので改めて整理をさせていただきますと、この地域福祉計画は資料1ー2にありますとおり、様々な計画の上位計画として位置づけられ、個別

各論というよりは、理念を示していく計画という性格が強いものだと思います。

そうした理念についてご意見をいただき、それが各分野に浸透していくということが求められているのだらうと思います。

今ご指摘のありました災害についてですが、総合計画があり、その中に福祉分野として地域福祉計画があり、一方で災害については、また別の計画として位置づけられているという理解でよろしいでしょうか。上下関係というよりは横並びの関係になるのでしょうか。地域福祉計画と災害関係の計画との関係性について、ご説明いただければと思います。

事務局

お答えさせていただきます。防災については松戸市地域防災計画がございまして、行政として災害時にどのように対応していくかを定めた計画になります。その位置付けが総合計画のもとに入り、本計画と並列の関係になるかどうかまでは、必ずしも明確ではありませんが、防災分野については、地域防災計画の中で、分野横断的にさまざまな取り組みが整理されている状況でございます。

委員長

おそらくそういうことなのだろうと思います。先ほどのご意見で気になられたのは、結局それが地域福祉計画の中でどのように反映されていくのか、という点かと思います。地域福祉計画の下位に位置づけられているものであれば、理念が反映される形で整理しやすい面もあるかと思いますが、災害は非常に大きな分野であり、別途計画がある中で、その中にも福祉的な要素が含まれている。

この2つの計画がどのように連動していくのかについては、必ずしも明確ではない部分もあるかもしれません。

その点については、今後、双方の会議体等で相談・検討していくべきことかと思っておりますので、本日出たご意見も踏まえていただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

本日ご議論いただきたい点ですが、まず、資料1-3の案を事務局からお示しいただいておりますので、この考え方でよいかという点です。

大きな考え方として、基本目標を4つではなく、3つにすることでよいのかという点、また、現行計画で設定している「重点項目」と「推進項目」を、次期計画では「重点項目」に一本化することでよいかという点です。

さらに、重点項目については、事務局案では5つが示されておりますが、この内容でよいかどうかなど、いくつかございます。このような点についてご意見をいただければと思います。

委員

全体として、計画を策定する中で、いろいろな内容を網羅していかなければならないと思っております。

どこに位置付けられるかはわかりませんが、今、ケアラーという観点で言いますと、ヤングケアラーという言葉はよく耳にするようになってきました。一方で、在宅で障害のある方や高齢の方をケアしている方、また、福祉事業所で介護などに携わっている方々についても、人材不足の問題がある中で、非常に多くのストレスを抱えておられる状況だと感じています。

最近では、カスタマーハラスメントといった問題も増えてきており、そこで働き続けていかなければ、福祉の基盤そのものが支えきれなくなるような、危機的な状況になってきているのではないかと思います。

自治体によっては、ケアラー支援をこうした計画の中に明確に位置付けたり、条例を定めたりしているところもありますので、ヤングケアラーの問題だけでなく、在宅でケアをしている方々への支援についても、盛り込めるとよいのではないかと思います。

委員長

ありがとうございました。重要なお指摘だと思います。

それでは、私からも意見を述べさせていただきます。

基本目標については、概ねこの3つに整理していくという考え方は、現行計画よりもすっきりしていて、良いのではないかと感じました。

文言にこだわるわけではありませんが、現在、基本目標1が「安心して暮らせるまちづくり」、基本目標3が「支え合い共に生きるまちづくり」となっており、「まちづくり」という言葉が重なっています。

少し大きくりに考えますと、基本目標1は、制度や仕組みの立て付けに関する部分、基本目標2は「自立と参加の促進」、つまり担い手や当事者の力を高めていく部分になるのではないかと思います。先ほどご指摘のあったケアラーの問題や、カスタマーハラスメント、場合によっては外国人の方など、様々な立場の方が含まれていると思います。

基本目標3については、「支え合い」という言葉のとおり、関係性を強めていくことが軸になるのではないかと思います。日本語で言えば、「縁」や「絆」といった言葉が当てはまるかもしれませんが、関係性を強めることで、それぞれが評価され、支え合える社会を目指すという考え方です。

地域共生社会という言葉も、社会全体を指していますが、こうした関係性を強めていくという視点で、3本柱に整理できるのではないかと感じました。

そうした視点で見ると、例えば現在、基本目標3に位置付けられているボランティア活動やNPO活動支援についても、基本目標2なのか3なのか、少し迷うところもあります。ボランティア団体同士の関係性を見るのであれば3とも考えられますし、また、子どもや高齢者、障害者等の虐待防止については、仕組みの部分に位置付けられるのではないかと思います。

内容が複合的で、単純には整理できない部分もあるかと思いますが、頭の整理として申し上げます。

事務局

ありがとうございます。他の委員さんの方からも、そうしたご意見をいただければ、それらも踏まえ、次回のご提案に向けて検討させていただきたいと思います。引き続き、委員会の中でご意見をいただければと思います。

委員

今回、新たに再犯防止推進計画をこの地域福祉計画の中に内包するという点を踏まえると、基本目標3の重点項目として挙げられている「孤立させない地域づくり」という項目について、少し気になる点があります。この文言だけを見ると、主語が分かりにくく、「誰を孤立させないのか」という点が、やや分かりづらい印象を受けます。例えば、「社会的弱者を孤立させない」といったように、もう少しイメージしやすい表現にすると、計画として分かりやすくなるのではないかと思います。

委員長

現行計画では、「声かけ・見守り」といった言葉が使われており、居場所づくりや、様々な取り組みが進められていると思います。お祭りを行うといったことも、つながりを強める取り組みになると思いますし、特に弱者の方をハイライトするという考え方も一つだと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

事務局

現在、国の施策としても進めておりますが、誰もが孤立や孤独に陥る可能性があるという考え方を前提にしています。そのため、現時点では、弱者の方に限定するというよりも、予防的な観点を含めて、「誰もが」というイメージを持っております。

ただし、タイトルの表現については、もう少し検討の余地があると考えておりますし、内容がそれでよいかどうかについては、次の機会に改めて皆さまにお諮りしたいと思っております。

委員

ありがとうございます。おっしゃるとおり、この表現だけだと主語が分かりにくいと感じていましたので、「誰も孤立させない」といった一言が入るだけでも、印象がかなり変わるのではないかと思います。

委員

今のご意見と少し重なるかもしれませんが、私もこの「孤立させない地域づくり」という項目が気になりました。

子ども・子育て支援をここに内包するという点について、子育て支援の意味合いは理解できますが、現在、「こどもまんなか社会」といわれる中で、子どもの権利や、子どもが主体的に育っていくことへの支援という視点から考えると、孤立という枠組みに集約してしまってよいのか、少し悩ましいと感じました。

重要な項目だと思いますので、この点についてもご検討いただければと思います。

委員長

ありがとうございます。ではその点については、事務局のほうで検討いただけるとと思います。そのほかいかがでしょうか。

副委員長

「支え合い共に生きるまちづくり」という文言は、社会福祉協議会のこれまでの組織運営とも重なる部分があり、その事業化をこのように整理していただいた点は、とても良かったと感じています。

また、先ほどから議論されている「孤立させない地域づくり」については、共生社会を今後さらに広げていくための、大きなくくりになるのではないかと考えております。ここには、子ども、障害のある方など、様々な立場の方が含まれる共生社会という考え方が前提になるべきではないかと思えます。以上です。

委員長

ありがとうございます。そのように整理をしていけますね。ほかにありますか。

委員

細かい点ですが、現行計画では、基本目標4「福祉文化の創造」の中に、推進項目として、「福祉教育の推進」が位置付けられています。

今回の見直し案では、「バリアフリーの推進」の中に横断的に含まれるようなイメージになっていますが、学校における福祉指定校の取り組みなど、最近様々な実践が進んでいるという実感があります。将来の課題や、社会全体の福祉意識の醸成という観点も含めて、「福祉教育」という文言や取り組みが薄れてしまわないよう、後退することのないような配慮をお願いしたいと思います。

言葉として入れるかどうかは分かりませんが、是非ご検討をお願いします。

委員長

大事なご指摘だと思います。別の会議体になりますが、障害者計画推進協議会も担当して

おります。そちらでも話題になるのですが、教育委員会によりますと、福祉教育はかなり広がり、盛んに行われるようになったため、あえて事業として柱を立てる意義が薄まったという考え方がある。

一方で、3年に一度実施している市民調査では、障害のある方に対する差別意識が高まっているという結果も出ています。実践が増えている一方で、それが本当に浸透しているのかという点では、まだ十分ではないのではないかという懸念もあります。統合することで、メッセージが弱まってしまうようなことは避けなければならないと感じています。

事務局

ありがとうございます。最初の事務局の説明でお話ししましたとおり、項目をなくしたからといって、削減したということではなく、類推したところをまとめたという意味になります。心のバリアフリーについても、現行計画にある「心のバリアフリー」の考え方を精査した結果、それが今回整理した内容につながっていくのではないかという考え方で、分かりやすさを求めて定義したところです。

現行計画の「心のバリアフリー」の項目の中にも、まちづくりや福祉、教育など、さまざまな分野で長期的・継続的に取り組むという趣旨が書かれておりますので、事務局としてはそのような考え方で整理したつもりでしたが、皆さんに見ていただいた結果として、後退しているのではないかといったイメージを持たれたということが分かりました。

その点につきましては、改めて事務局で検討し、どうするかについては、もう一度皆さまにお諮りしたいと思います。以上です。

委員長

ありがとうございます。受け止め方も考えつつ、維持していく上での言葉の選び方や項目の立て方について、ご検討をお願いいたします。

委員

立場的にどうこうというより、単なる一市民として思ったことなのですけれども、現行計画より分かりやすくなっていると思います。ただ、言葉の意味がパッと見て分かりにくいものも見受けられます。例えば「地域包括ケアシステム」は、知らない人も多いと思いますし、当事者団体も「何だろう」となりかねないと思います。

また、バリアフリーについても、ハードと心、いわゆるソフトの両方が含まれていると思うのですが、どちらに重点を置きたいのか、あるいは両方なのかが少し分かりにくいと感じました。

それから全体的な話として、福祉というと、やはり人権を尊重するということが根底にあると思うのですが、「人権」という言葉が計画の中にあまり見当たらないように感じました。根っこになるものとして大事だと思いました。

委員長

重要なお指摘ありがとうございます。固い言葉や専門用語が使われていて、市民からすると距離を感じる、ある意味抽象的すぎるというご指摘として受け止めたいと思います。

バリアフリーという言葉も、もう少し枕詞が付いていたりすると、「心だけではない」ということが分かりやすくなるかもしれません。

人権が重要であることは言わずもがなですが、確かに言葉として出てきていないという点はご指摘のとおりだと思います。

事務局

人権という言葉が出てこないというご指摘を受けて、確かにそのとおりだと感じました。子ども、高齢者、障害者、生活困窮の方、市民の健康など、分野を横断する計画である中で、当然の前提との認識で、これまであまり直接的には触れられてこなかった視点だと思います。

人権に関する計画自体は本市でも策定しておりますが、今回いただいたご意見を踏まえ、その計画との整合性や関連性について、事務局で整理していきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

委員長

よろしくお願いいたします。

ちなみに、直近の報道で、いじめの増加が SNS 上で拡散されているといった話もありますが、もちろん、いじめはない方がいいに決まっています。

しかし、現実社会では、何らかの理由があってそうしたことが起きているわけで、例えば発達に課題のあるお子さんが協調性が欠けていると受け取られて対象になったり、経済的に困難な家庭背景があったりと、さまざまな要因が複雑に混在している可能性があります。

そのような場面を学校現場がどこまで把握できているのか、また地域社会として何ができるのか考えていく必要があると思います。

非常に大きな話ではありますが、少しでも解決に近づくような理念を、この計画の中にもどのように吹き込めるか、ご意見をいただければと思います。

委員

いじめというのは、人が集まると起こり得るもので、必ずしも明確な理由がない場合もあります。誰か弱い立場の人を見つけてしまうということは昔からあり、それに対処してきた歴史もあると思います。

現在、学校ではいじめアンケートを定期的実施しており、できる対策としては、子ども一人一人の様子を丁寧に見ていくしかないと思います。ただ、今の問題として、SNS などで

容易に拡散されてしまう点があり、被害を受けた側も、加害側も一生残ってしまうという問題があります。個々への教育は、学校現場でも力を入れているところだと思えますが、それを地域福祉という観点でどう捉えるのかは、正直難しい部分もあります。ただ、大事なこととして取り組んでいくしかないのではないかと思います。

委員長

ありがとうございます。人権が大事だという先ほどの議論に戻るようなお話だったと思います。学校現場と地域社会とのつながりが強まることで、透明性が高まり、密室性がなくなるという側面もあるかもしれません。

障害者施設における虐待の問題なども含め、個々の課題はつながっている話題だと思いますので、可能な範囲で計画に含めていければと思います。

本日の議論が進んでおりますが、冒頭申し上げたように、基本目標を3つの柱として整理するという、そして、それは仕組みや人のつながりなどとして分けていること、重点項目を一本化し、5つ設定するというのが事務局提案になっています。このほか、この項目を重点項目にした方がいいのではなどのご意見も歓迎です。

委員

地域福祉計画において、他市の計画にも携わっている立場から申し上げますと、一つ、入れる文言として「重層的支援体制整備事業」が関わってくるものだと思っております。この「重層的支援体制整備事業」という言葉を文言として取り入れるかどうかは、また判断になるかと思いますが、少なくとも、それによって強化されるものとして伝えなければいけないのが、例えば相談支援で、ここがやはりキーになっていると思います。

相談支援と情報提供は、確かに密接な関係ではありますが、ここをもう少し強調する、あるいは、あえて「重層的支援体制整備事業」という言葉を入れた方が、市としての取り組みが、逆に分かりやすくなるのではないかと思います。

専門用語で大変分かりづらい言葉ではありますので、当然、計画の中では注釈を入れて説明する必要があると思います。

ここをもう少し明確に打ち出された方がいいと思います。この案は地域福祉を受ける側として、市民から見たときにも分かりやすく、まとまっていると感じてもらえるのではないかと思います。一方で、今度はやる側として見たときに、「これ、足りないのではないか」とならないかという点が気になりました。

それからもう一点、生活困窮者自立支援制度についてです。

ソーシャルワークの中では一つのキーになる取り組みで、相談支援や直接援助、アウトリーチ、社会資源といったところと結びつきやすい事業だと思います。

今は「生活困窮者の自立支援」という書き方になっていますが、「重層的支援体制整備事業」という言葉を入れることで、その中に盛り込めるという整理にもなると思います。

ですので、相談支援については、「充実」というよりは「強化」というイメージを私は持っております。

その点について、もう少し目立つようにしていただいた方が、地域福祉計画という行政計画としては、すっきりするのではないかと感じましたが、いかがでしょうか。

事務局

ありがとうございます。「重層的支援体制整備事業」と申し上げても、非常に分かりにくい用語だと思います。分かりやすく言いますと、相談支援と、孤立させない地域づくり、例えば居場所をつくることや、居場所に参加してもらうこと、また居場所づくりに担い手の方に参画してもらうといったように、分野が広く、重層的支援体制整備事業の中には、さまざまな事業が含まれております。

現行の地域福祉計画も、実は重層的支援体制整備事業の計画と兼ねておりまして、各項目の中に位置付けられています。

現行計画を見直すと、「このページのこの項目」「このページのこの項目が重層的支援体制整備事業に当たります」という一覧が分かるように掲載されているところです。いまご意見いただいたとおり、その中でも本市が特に力を入れているのは相談支援であることは間違いありませんし、今後も取り組みを続けていきたいと考えています。

これまで十分に強化してまいりましたので、さらなる強化ができるかどうかは別として、持続できる制度としていかなければならないと考えております。

相談支援だけではなく、より広く「重層的支援体制整備事業である」ということが分かるようにした方がよいのかも含めて、もう少し検討していきたいと思います。

委員長

ありがとうございました。大事なところだと思います。

事務局から、相談支援の強化に取り組んでいるというお話があり、心強く感じましたが、せっかく地域福祉計画として策定するのであれば、高齢者、障害者、子ども、それぞれに相談機能がある中で、それぞれが強まることに加えて、複合的な世帯課題などにもきちんと対応できるよう、連動していくことが重要だと思います。

虐待の問題なども含め、さまざまな分野がきちんと強まって機能するという点については、まだ目指すべきところがあると思いますし、さらに強化していく余地もあるかもしれません。

また、ご指摘のとおり、「相談支援・情報提供」を一つにまとめてよいのかという点もあります。相談という大きな柱は一本立てにした方がよいのかもしれませんが、情報提供は市民への普及という意味で、分けた方が整理しやすい面もあると思います。柱の立て方について、ここも重点項目として大事だというご意見、あるいは、今の相談支援を重点項目にした方がよいかについて、ご意見があればお願いします。

委員

個人的には、重点項目にした方がよいと考えます。

地域福祉計画は、相談から始まり、そこからつながり、広がっていくものだと思っています。「相談」という言葉の捉え方はいろいろあると思いますが、「相談支援」という言葉は、もう少し目立ってもよいのではないかと、個人的には感じています。

委員長

ありがとうございます。重点項目をいくつ設定するのがよいのか、全体のバランスもあると思いますので、本日の議論を踏まえて、改めて検討するのがよいかなと思います。

それでは、本日の議論はこのあたりまでとしたいと思います。

2年かけて最終的な計画を完成させることになりますが、全4回の会議のうち、最後の回などは議論する時間がほとんどなくなると思われます。残り3回の会議の前に、ほぼ完成形に近い形になっていく流れかと思っています。

それでは次に移ります。議事3「その他」について、事務局からご説明をお願いします。

事務局

それでは、議事（3）「その他」につきまして、事務局から説明いたします。

資料1－2のとおり、次年度は、第5次計画の策定に向け、計画内容の具体化や文章化など、本格的な検討作業に入っております。

本日、委員の皆さまからいただいたご意見やご指摘等につきましては、今後の計画策定作業に反映させながら、実際の計画案の作成を進めてまいりたいと考えております。

また、次回の委員会につきましては、令和8年8月頃の開催を予定しております、日程等が決まり次第、正式に通知いたします。

事務局からは以上でございます。

委員長

ただいまのご説明につきまして、ご意見やご質問がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、議題の予定は終了いたしましたので進行事務局にお返しします。

事務局

以上をもちまして、令和7年度第2回松戸市地域福祉推進委員会を終了いたします。